Ｖｅｒ－3

R1/08/08　公開用

神奈川県セキュリティ・アパート認定制度

評 価 基 準

令和　元年　8月　8日

特定非営利活動法人 神奈川県防犯セキュリティ協会

（神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会 会員
公益社団法人日本防犯設備協会　特別会員）

2019/08/13

神奈川県セキュリティ・アパート認定制度の評価基準とは

特定非営利活動法人神奈川県防犯セキュリティ協会が、県内のアパートについて、申請者の求めに応じて一定以上の防犯性能を有しているかの評価を行い、認定したアパートを地域に広く広報して、入居者が安全で安心して暮らせる住まいの普及促進を目的として行う「神奈川県セキュリティ・アパート認定制度」の評価基準を示したものです。

１、ここでいう「アパート」とは、賃貸集合住宅の総称で、構造、新築、既築などを問わない。
評価は、以下の２タイプの設置された防犯設備による選択方式としています。

①オートロック装置を備えたアパート（評価基準Ａ１）

②非常時発報通報システムを備えたアパート（評価基準Ｂ１）

（注）どちらかの防犯設備が設置されていない施設は認定対象となりません。

２、「神奈川県セキュリティ・アパート認定制度」の主な評価ポイントは以下の通りである。

a)共用玄関はオートロック設備が設置されている。（Ａ１）

b)原則として共用玄関、エレベーター内に防犯カメラを設置する。（Ａ１）

c)緊急時に外部に異常を知らせる警報装置が設置されている。（Ｂ１）

d)共用部には、見通しや照度を確保する措置が講じられている。

e)見通しの確保が困難な場合は補完措置として防犯カメラ等を設置している。

f)専用部には、防犯性能を有する侵入防止策が講じられている。

３、評価基準の作成に当たっては、平成１８年４月に国交省及び警察庁が公表した「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」や神奈川県犯罪の無い安全安心まちづくり推進条例／住宅に関する防犯上の指針」などを尊重しながら賃貸住宅としての最低限必要と考えられる項目を評価基準としてまとめたものです。

４、この評価基準は、犯罪情勢の変化や技術動向などにより、断り無く改定される事がありますので、認定申請に当たっては協会事務局にご確認ください。
また認定申請に関する書類の作成についても協会がお手伝い致しますのでご相談ください。

平成２６年２月３日発行
令和　元年８月８日改定
特定非営利活動法人神奈川県防犯セキュリティ協会
住環境の向上推進プロジェクト

主査	横山篤朗		
委員	齊藤賞一	委員	牛山鴻位
委員	加藤幸一	委員	塩谷信子
委員	谷川威人	委員	相沢　浩
委員	野村昌男	委員	遠藤郁博
委員	伊丹厳鎮		

公開版

神奈川県セキュリテ・アパート認定制度 評価基準

目　　次

Ａ１（オートロック装置を備えた施設）　＊A1とB1はどちらかを選択できます。

１、共用出入口

a.オートロックシステムと防犯カメラの設置 ……4

・オートロックシステム　・防犯カメラの設置

b.オートロックの扉（内外）の照度 ……5

c.共用玄関以外の共用出入口の扉 ……5

d.共用玄関以外の共用出入口の照度 ……6

２、専用玄関

a.玄関扉前の見通し ……7

b.住戸内外の通話機能 ……7

Ｂ１（非常警報設備を備えた施設）

１、非常警報装置 ……8

・警報装置の設置　・発報装置の設置

２、専用玄関 ……8

・見通し　・テレビ機能つきインターホン

３、共用出入口の見通しと照度 ……8

・見通し　・照度

共通項目（Ａ１、Ｂ１共通）　＊1～9で施設・設備の無いものは対象外です。

１、共用メールコーナー

a.郵便受箱の施錠 ……9

・投入側の照度　・施錠

２、エレベーターホール

a.共用玄関の存する階のエレベーターホールの照度 ……9

b.その他の階のエレベーターホールの照度 ……10

３、エレベーター

a.防犯カメラの設置 ……10

b.非常押しボタン等の設置 ……11

c.エレベーターかご内の見通し ……11

d.エレベーターかご内の照度 ……12

４、共用廊下・共用階段

a.共用廊下・共用階段への侵入防止 ……12

b.共用廊下・共用階段の照度 ……13

５、駐車場・自転車置場・オートバイ置場
a.自転車置場・オートバイ置場の盗難防止措置 ……14
b.駐車場・自転車置場・オートバイ置場の見通し ……14
c.駐車場・自転車置場・オートバイ置場の照度 ……15
・屋外駐車場 ・屋内駐車場

６、敷地内通路
a.通路の見通し ……15
b.通路の照度 ……15

７、敷地内の児童遊園・広場又は緑地等
a.児童遊園・広場又は緑地等の居室等からの見通し ……16
b.児童遊園・広場又は緑地等の照度 ……16

８、防犯カメラ
a.防犯カメラの管理体制 ……17
・記録装置等の設置場所 ・作動中の掲示 ・保守・取り扱い

９、屋上
a.屋上の出入口 ……17

10、専用住戸の扉
a.住戸の扉の構造 ……18

11、専用住戸の窓
a.窓からの侵入防止対策 ……18

12、防犯環境
a.防犯体制 ……19
b.防犯活動 ……20
①環境確認 ②記録の確認 ③設備の定期点検 ④安心な環境

共通注意事項 ……21 ～ 22

基本設備の選択（Ａ１かＢ１のどちらかを選択できます）

A1（オートロック設備を備えた施設）

１、共用出入口

a. オートロックシステムと防犯カメラの設置

共用玄関には、オートロックシステムを備えた玄関扉及びその玄関扉を通過する人物を写す防犯カメラが設置されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・ 共用玄関の扉は次の２項目の機能を有している。 (1)オートロックシステムを備えている。 ・住戸内と共用玄関との間でテレビ機能付き通話装置を有する。 ・住戸内で共用玄関のオートロックの扉を解錠する機能を有する。 (2)非常解錠ボタンがある場合には、ボタンの作動時にブザーが鳴動する機能を備えている。	適□ 否□	適□ 否□	
次のどちらかを満足していること。 □ (1) 共用玄関の外側から玄関扉を通過する人物を撮像できる防犯カメラが設置されている。 □ (2) 専用住戸の玄関にテレビモニタ機能付きインターホンの設置、及びエレベーターホール又はエレベーターかご内に防犯カメラが設置されている。	適□ 否□	適□ 否□	

（注）・本文の防犯カメラの設置方法は共通注意事項の(注２)、性能・機能は（注３）による。
・設置位置は来訪者の容姿や行動が把握可能な場所であること。

【写真:オートロックの例】

b. **オートロックの扉（内外）の照度**

共用玄関の照明設備は、人の顔や行動を識別できる程度の照度が確保されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
次の２項目を満足していること。 (1)共用玄関の内側は、10m先の人の顔・行動が明確に識別できる程度の照度（平均水平面照度で概ね 50 ルクス以上）が確保されている。 (2)共用玄関の外側では、10m先の人の顔・行動が識別できる程度の照度（平均水平面照度で概ね 20 ルクス以上）が確保されている。	適□ 否□	適□ 否□	

c. **共用玄関以外の共用出入口の扉**

共用玄関以外の共用出入口には、防犯上有効な構造の自動施錠機能付きの錠を備えた扉が設置され、外側から不正に開錠できない構造となっていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・共用玄関以外の共用出入口は、防犯上有効な構造の自動施錠機能付きの錠及び自動で扉が閉まる機能(ストップ機能のないドアクローザ等)を備えた扉が設置されている。(すべての扉に適用する。) 円筒錠は認められない。また扉は外部より不正に開錠出来ない構造である。	適　□ 否　□	適　□ 否　□	

【写真:自動施錠機能付きの錠】

（不正開錠できない構造例）
・扉の上から手を入れてサムターンを操作できない
・外からのサムターン廻し対策が取られている
・両面シリンダー構造である
など

d. 共用玄関以外の共用出入口の照度

共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、人の顔や行動を識別できる程度の照度が確保されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・共用玄関以外の共用出入口にあっては、10m先の人の顔・行動が視認できる程度の照度（平均水平面照度が概ね 20 ルクス以上）が確保されている。　（全ての共用玄関以外の共用出入口に適用する。）	適 □ 否 □	適　□ 否　□	

【図:共用出入口(例示)】

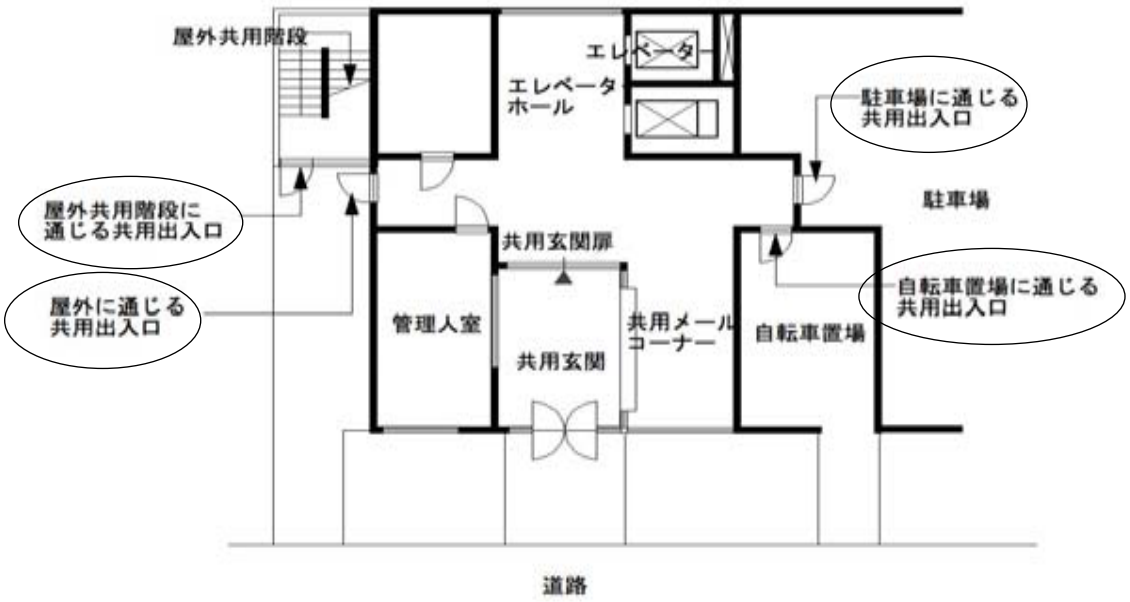

【写真:共用玄関以外の出入口】

２、専用玄関

a. 玄関扉前の見通し

住戸の玄関扉の外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等が設置されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
以下のいずれか１項目を満足する事。 □(1) 住戸の玄関扉にドアスコープがある。 □(2) 外部の様子を見通すことが可能な小窓が設置されている。 但し、小窓の大きさは「共通注意事項・注６」の開口部寸法以下であること。 □(3) インターホンがテレビモニタ機能を有している。	適□ 否□	適□ 否□	

b. 住戸内外の通話機能

住戸内には、専用住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能を有するインターホン等が設置されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・住戸内と専用住戸玄関の外側との間で、通話が可能な機能を有するインターホンが設置されていること。 　このインターホンがテレビモニタ機能付きの場合は前項「玄関扉前の見通し」の評価基準を満足していると見なす。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

B1（非常警報設備を備えた施設）

１、非常警報装置

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・ 次のどちらかの設備を備えていること。 □(1) 玄関内（最優先）と浴室及び独立している寝室内の３箇所に、屋外に設置する警報装置(防犯ベル等)もしくは表示装置(ライト等)を操作する非常用スイッチを設置すること。（注１） □(2) 侵入が想定される開口部（扉や窓）に設置されたセンサーが異常を検知し、入居者があらかじめ設定又は契約した通知先に音声や警報で通報する事ができる防犯システムを備えている。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	
・ 非常スイッチやセンサーにより、屋内の異常状態を外部に知らせる防犯ベル（85db以上）又は警報ライトなどの警報装置、もしくは表示装置等が建物外壁もしくは外部に解放されている共用廊下壁面に設置されている。　（注 2）	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

（注１）独立している部屋の定義は、共通注意事項の注７を参照のこと。
（注２）警報表示装置は、道路などから人の目に付き易い建物外壁に設置する。

２、専用玄関

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・ 玄関扉の外側は、共用廊下、駐車場、住棟外部等からの見通しが確保されている。 確保されない場合は、防犯カメラ設置による補完を可とする。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	
・ テレビモニタ機能付きインターホンが設置されている。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

（注）・防犯カメラの設置方法は共通注意事項の（注２）、性能・機能は（注３）による。
・設置位置は来訪者の容姿や行動が把握可能な場所であること。

３、共用出入口（施設としてある場合）の見通しと照度

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・ 共用出入口（非常用を含む）は、道路や通路、住棟外部、駐車場などからの見通しが確保されている。 確保されない場合は、防犯カメラ設置による補完を可とする。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	
・ 出入口は、１０m先の人の顔・行動が識別できる程度の照度が確保されている。　(平均水平面照度で概ね２０ルクス以上)	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

（注）・防犯カメラの設置方法は共通注意事項の（注２）、性能・機能は（注３）による。

共通評価項目（Ａ１，Ｂ１共通）

１、共用メールコーナー(設備の無い場合は対象外)

a. 郵便受箱の施錠

メールコーナーは照度が確保され、郵便受箱は、施錠可能なものであること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・ 共用メールコーナーの投入口付近は、１０m先の人の顔・行動が識別できる程度の照度が確保されている。 (平均水平面照度で概ね２０ルクス以上)	適 □ 否 □	適 □ 否 □	
・ 郵便受箱は、施錠装置（ダイヤル錠又はシリンダー錠等）を設置し、通常は施錠されている。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

【写真:郵便受箱(ダイヤル錠の例】

２、エレベーターホール　(エレベーターが設置されていない場合は対象外)

a. 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照度

共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、平均鉛直面照度で概ね 10m先の人の顔・行動が明確に識別できる程度の照度が確保されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明は、10m先の人の顔・行動が明確に識別できる程度の照度(平均水平面照度が概ね 50 ルクス以上）が確保されている。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

b. その他の階のエレベーターホールの照度

その他の階のエレベーターホールの照明設備は、10m先の人の顔・行動が視認できる程度の照度が確保されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・その他の階のエレベーターホールの照度は、10m先の人の顔・行動が視認できる程度の照度（平均水平面照度が概ね 20 ルクス以上）が確保されている。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

３、エレベーター（エレベーターが設置されていない場合は対象外）

a. 防犯カメラの設置

エレベーターかご内またはエレベータホールには、防犯カメラが設置されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
次のいずれかを満足すること。 □(1) エレベーターかご内には、エレベーター出入口を通過する人物が適切な画角で撮像できる位置に防犯カメラが設置されている。 □(2) 各階のエレベーターホールには防犯カメラが設置されている。	適□ 否□	適□ 否□	

（注）・本文の防犯カメラの設置方法は共通注意事項の(注２)、性能・機能は（注３）による。

【写真:エレベーターかご内の防犯カメラの例】

【写真:エレベーターかご内の防犯カメラ映像の例】

b. 非常押しボタン等の設置

エレベーターは、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・ エレベーターかご内には、エレベーターの外部に連絡又は吹鳴する警報装置（ベル等）の非常押しボタンが、床面から 1.5m以下（ボタンの中心）の位置に設置されている。	適□ 否□	適□ 否□	

c. エレベーターかご内の見通し

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されていること。　窓の確保が困難な場合は補完する対策を講ずること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
次のいずれか 1 項目を満足する事。 □(1) エレベーターかご内を見通せる防犯窓の大きさが 700ｍｍH 以上×200ｍｍW以上のサイズを満たす構造の窓（防犯窓）が、かご及び全ての階の出入口の扉に設置されている。 □(2) エレベーターかご内の扉の対面に鏡が設置されている。但し、鏡はガラス面が 800ｍｍ×500ｍｍ以上である。 □(3) 共用玄関の在る階のエレベーターホールに、かご内に設置された防犯カメラの状況が確認できるモニターが設置されている。	適□ 否□	適□ 否□	

（注）・本文の防犯カメラの設置方法は共通注意事項の(注２)、性能・機能は（注３）による。

【写真:防犯窓付きのエレベーターの例】

【モニター設置例】

ミラー設置例

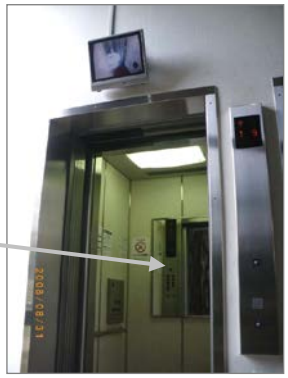

d. エレベーターかご内の照度

かご内にあっては、人の顔・行動が明確に識別できる程度の照度が確保されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・エレベーターかご内にあっては、人の顔・行動が明確に識別できる程度の照度（平均水平面照度が概ね 50 ルクス以上）が確保されている。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

４、共用廊下・共用階段（非常階段を含む）

a. 共用廊下・共用階段への侵入防止

共用廊下及び共用階段は、道路等からの見通しが確保されていること。見通しが困難な場合は、防犯カメラの設置、或いは面格子の設置等により侵入防止に有効な対策が講じられていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
次のいずれか１項目を満足すること。 □(1) 道路、通路、共用玄関、居室の窓等からの見通しが確保されている。 □(2) 見通しが確保されない場所は、防犯カメラを設置して補完している。 □(3) １階において、共用廊下及び共用階段の手掛かりとなる手摺り部分と接する床面の高さが 1.8m以上ある。または植栽やフェンス等の配置により外部から共用廊下及び共用階段の腰壁又は手摺りまでの水平離隔距離が 1.8m以上である。（図１、図２参照） □(4) 共用廊下及び共用階段の侵入が可能となる腰壁等の上に、侵入を防止するフェンスや半透明の防御壁等が設置されている。　なお、その高さは、手掛かりとなる部分が地盤面より 1.8m以上である。（図３参照）	適□ 否□	適□ 否□	

（注）・本文の防犯カメラの設置方法は共通注意事項の(注２)、性能・機能は（注３）による。
設置位置は来訪者の容姿や行動が把握可能な場所であること。

【図1：離隔距離等の確保の例】

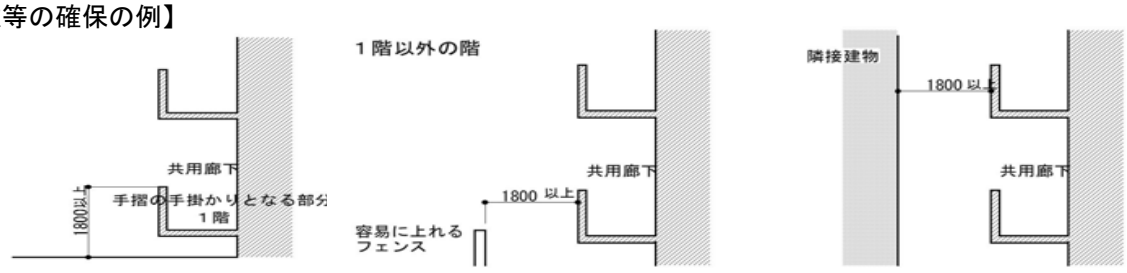

【図２：離隔距離確保の例】

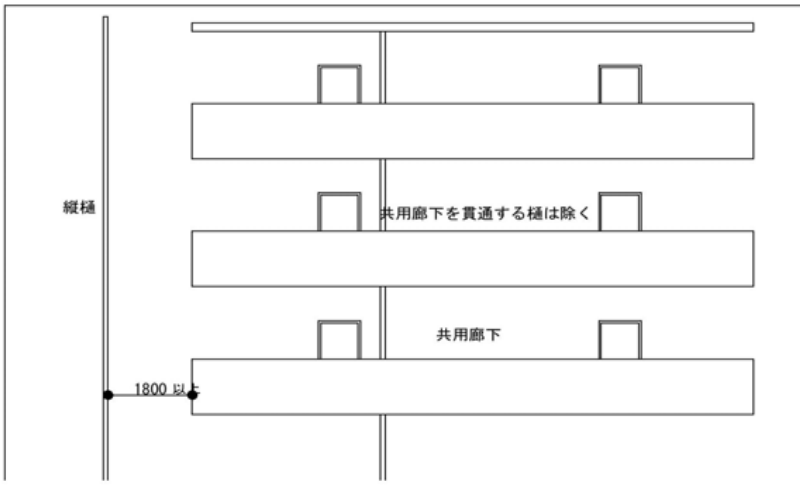

【写真:共用廊下への侵入防止策例】

【図3:共用廊下への侵入を防止する対策の例】

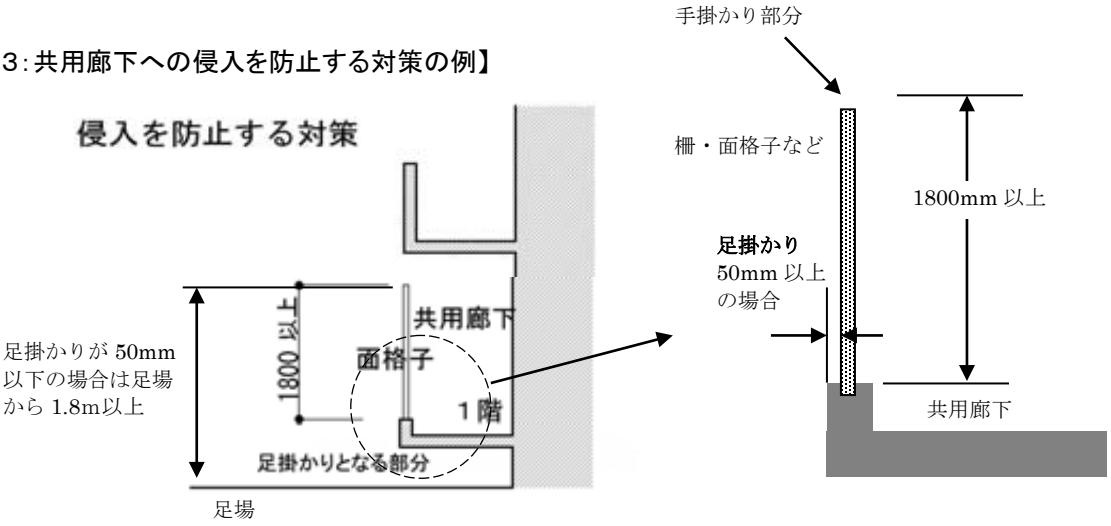

b. 共用廊下・共用階段の照度

共用廊下及び共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、10m先の人の顔・行動が視認できる程度の照度が確保されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・共用廊下及び共用階段は、10m先の人の顔・行動が視認できる程度の照度（平均水平面照度が概ね 20 ルクス以上）が確保されている。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

５、駐車場・自転車置場・オートバイ置場（駐車設備のない場合は対象外とする）

a. 自転車置場・オートバイ置場の盗難防止措置

自転車置場・オートバイ置場には、チェーン用バーラック、サイクルラックの設置等、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・自転車置場・オートバイ置場には、チェーン用バーラック又はサイクルラック等の、固定出来る設備が設置されている。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

【写真:チェーン用バーラック】

【写真:サイクルラック】

b、駐車場・自転車置き場・オートバイ置き場の見通し

道路や通路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に外部から内部を見通すことが可能となる開口部が確保されていること。周囲からの見通しの確保が困難な場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
次のいずれかを満足すること。 □(1) 道路、通路、共用玄関、居室の窓等からの見通しが確保されている。 □(2) 見通しが確保される位置に防犯カメラが設置されている。 車路全体を１台のカメラで捉えられない場合は、複数個所に設置する。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

（注）・本文の防犯カメラの設置方法は共通注意事項の(注２)、性能・機能は（注３）による。
・設置位置は来訪者の容姿や行動が把握可能な場所であること。

c. 駐車場・自転車置場・オートバイ置場の照度

照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、適切な照度が確保されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・ 屋外の駐車場・自転車置場・オートバイ置場の場合、4m先の人の顔・行動が視認できる程度の照度（平均水平面照度が概ね3ルクス以上）が確保されている。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	
・屋内の駐車場・自転車置場・オートバイ置場の場合、10m先の人の顔・行動が視認できる程度の照度（平均水平面照度が概ね20ルクス以上）が確保されている。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

６、敷地内通路（敷地内に通路の無い場合は対象外）

a. 通路の見通し

通路（道路に準ずるものを除く。以下同じ。）は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
次のいずれかを満足すること。 □(1) 通路（道路に準ずるものを除く）は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。 ただし、建物、塀、柵等で区画され、居住者以外は入ることができない区域内にある通路は除く。 □(2) 通路を見通せる位置に防犯カメラが設置されている。	適□ 否□	適□ 否□	

（注）・本文の防犯カメラの設置方法は共通注意事項の（注２）、性能・機能は（注３）による。
設置位置は来訪者の容姿や行動が把握可能な場所であること。

b. 通路の照度

通路の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、適切な照度が確保されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・路面において4m先の人の顔・行動が視認できる程度の照度（平均水平面照度が概ね3ルクス以上）が確保されている。	適　□ 否　□	適 □ 否 □	

7、敷地内の児童遊園・広場又は緑地等（施設のない場合は対象外）

a. 児童遊園・広場又は緑地等の居室からの見通し

児童遊園、広場又は緑地等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。　道路等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
次のいずれかを満足すること。 □(1) 児童遊園、広場又は緑地等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されている。 ただし、建物、塀、柵等で区画され、居住者以外は入ることができない区域内にある児童遊園・広場又は緑地等は除く。 □(2) 児童遊園･広場又は緑地等を見渡せる位置に防犯カメラが配置されている。	適□ 否□	適□ 否□	

（注）・本文の防犯カメラの設置方法は共通注意事項の(注２)、性能・機能は（注３）による。
設置位置は来訪者の容姿や行動が把握可能な場所であること。

b. 児童遊園・広場又は緑地等の照度

児童遊園・広場又は緑地等の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、適切な照度が確保されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・児童遊園・広場の人の立ち入る領域内においては、4m先の人の顔・行動が視認できる程度の照度（平均水平面照度が概ね３ルクス以上）が確保されている。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

【写真：広場の照明の例】

８、防犯カメラ（設置の無い場合は対象外）

a. 防犯カメラの管理体制

有効な管理体制がとられていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・記録装置及び録画した映像を確認するモニターがある場合は、人が駐在する管理人室や警備会社等の施設内又は施錠設備を有している施設内に設置されている。　但し以下の装置はこの限りではない。 ・モバイル式カメラの記録装置 ・監視用ライブモニタ　など	適□ 否 □	適 □ 否 □	
・ 防犯カメラの近傍に「防犯カメラ作動中」等の掲示がある。	適□ 否□	適 □ 否 □	
・ 防犯カメラシステムは以下の全てを満足すること。 (1)定期的（1年に1回程度）に保守点検又は保守契約を実施している。 (2)録画映像の取扱いや運用管理については、自治体の運用管理ガイドラインに沿った体制が整っている。	適□ 否□	適□ 否□	

９、屋上

a. 屋上の出入口（施設の無い場合は対象外）

屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、当該扉は施錠されていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・ 屋上に出入りする扉に施錠装置が設置されていて、通常は施錠されている。 　また、扉の周辺は、屋上へ容易に侵入できる構造となっていない。	適 □ 否 □	適 □ 否 □	

10、専用住戸の扉

a. 住戸の扉の構造(勝手口を含む)

住戸の玄関は、防犯建物部品等の扉（枠を含む。以下同じ。）及び錠が設置されていること。やむを得ずこれを満たさない場合は、補完する措置が講じられていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
・扉の材質は破壊が困難な材質や構造である。	適□ 否□	適□ 否□	
・ドアチェーン又はドアガードが設置されている。	適□ 否□	適□ 否□	
以下のどちらかを満足する事 □(1) ＣＰ部品の錠前が設置されていること。 （CP 認定であれば補助錠や面付錠でも良い） ★以下の４項目全てを満足すれば(1)の保管措置とみなす。 □ドアとドアの隙間からカンヌキが見えない構造である。 □ピッキング開錠が困難な構造 □サムターン回し防止対策が取られている。 □掘り込み式補助錠が設置されている。 □(2) 扉に警報機器と連動したマグネットスイッチなどの開閉検知器が設置されている。一体型でも良い。	適□ 否□	適□ 否□	

注：(2)の場合、主錠の防犯性能は問わないが、扉の材質とドアチェーン又はドアガードは必須です。

11、専用住戸の窓

a. 窓からの侵入防止対策

住戸の窓は、防災などの避難計画に支障のない範囲において、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。）、面格子その他の建具が設置されていること。やむを得ずこれを満たさない場合は、補完する措置が講じられていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
窓は、次のいずれか１項目を満足すること。 □(1) 足場となる部分から窓下端までの高さが 2mを超える、及び足場となる部分から窓までの水平距離が 1.8mを超えている。 □(2) 以下の 2 項目を満足している。 ・サッシに、サブロック付きクレセントと補助錠の設置。 ・防犯建物部品等のガラス（既存のガラスに防犯建物部品等の防犯フィルムをガラス全面貼付したものを含む）が避難計画に支障のない範囲において設置されている。 □(3) 以下の 2 項目を満足している。 ・サッシにサブロック付きクレセントと補助錠を設置。 ・ガラス破壊センサー、マグネットスイッチ等が設置され、これと連動した警報ベル等が設置されている。　一体型でも良い。 □(4) 小窓、腰高窓、ルーバー窓は、窓の全面に防犯建物部品の面格子または外から容易に外せない強固な面格子が設置されている。	適□ 否□	適□ 否□	

（注）窓シャッターや雨戸は解放の機会が多いので評価しないものとする。

13、防犯環境

a. 防犯体制

防犯体制が整っていること。

評価基準

内　　容	仮審査	本審査	補足
次のいずれか 1 項目を満足すること。 □(1) 緊急時連絡手段が居住者に周知されている。 □(2) 管理人室等に管理人又は警備員等が 24 時間常駐している。 □(3) 警備会社に 24 時間機械警備を委託している。	適□ 否□	適□ 否□	

b. 防犯活動

防犯活動が実行されていて、且つ、その計画や実施記録等が整理、保存されていること。

評価基準　(①、②項は新築の場合は対象外とする。)

内　　容	仮審査	本審査	補足
①具体的に防犯活動が行われている。 ＜以下の３項目は必須＞ □敷地や住棟内の共用部分に空き缶やゴミ、自転車等の放置がない。 □塀や壁、掲示板などに落書きなどがない。 □街路灯の球切れや異常点灯などがない。 ＜以下は未実施の場合、改善対策書の提出をもって「適」とする。＞ □樹木の選定などが定期的に実施されている。 □防犯情報の広報（掲示板に掲載、回覧等）が行われている。 □防犯パトロールが実施されている。	適□ 否□	適□ 否□	
② 防犯活動の記録書類が整理、保存されている。 ＜書類例＞ □防犯活動実施報告書　　□改善要望書 □防犯関連会議議事録　　□問題対策報告書 □その他（　　） ＊ 上記は書類名称の例であり、類するものであれば良いとする。 ＊ 審査の申請に当たっては、上記書類の添付が必要です。	適□ 否□	適□ 否□	
③ 防犯設備（ｵｰﾄﾛｯｸ、防犯ｶﾒﾗ、ｴﾚﾍﾞｰﾀ、ｲﾝﾀｰﾎﾝ、照明設備、警報設備等）の定期点検を実施している。 ＊新築の場合は保守契約を取り交わしている。 ＊既築の場合は、実施の確認ができる書類の提出が必要です。	適□ 否□	適□ 否□	
④ 安心な環境　　（審査の段階で確認させて頂きます。） □管理キーの保管・管理方法が確立している。 （部外者が触れる環境に無い。） □居室の盗聴器・盗撮機器などの調査が出来る体制がある。 または調査会社を紹介することができる。	適□ 否□	適□ 否□	

共通注意事項

注１、「見通しの確保」とは、路面から 1.2m以上の部分に見通しを妨げる障害物がないものをいう。　半透明の材質は容認される。

注２、・設置する防犯カメラの取付高さ（最下点）は床面から 2.5m以上のこと。未満の場合は、容易に向きが変えられない仕様又はその他有効な設置方法がなされていること。

・防犯カメラは記録装置と一体化したシステムとして構成されていること。

注３、防犯カメラに関する性能及び機能等

1)、防犯カメラは、設置場所、撮影場所に合った最低被写体照度など適切な性能を有していること。

2)、定期的な保守管理体制が整えられていること。　最低年１回の保守メンテナンスであること。

3)、外部と内部の明暗差が激しい場所（共用出入り口など）に設置する場合は、以下の項目を満たすこと。

項目	機能説明
①逆光補正機能	逆光撮影したとき、自動でレンズ絞りを行う機能などが画面の明るい部分に反応し、絞りにより被写体が暗くなる現象を補正する機能をいう。
②ダイナミックレンジ拡大機能	太陽光等による逆光や照度差が激しい場所でも、高速と通常の電子シャッターで撮影した画像を合成し、被写体を高画質で撮影する機能をいう。

4)、全ての防犯カメラシステムの記録装置または媒体は、以下の項目の機能を満たすこと

項目	性能	備考
①記録レート	１秒１枚以上又は２枚以上（設置場所により異なる）	
②記録容量	カメラ１台当り 168 時間以上記録可能	
③日付・時刻・記録機能	日時の表示及び記録できる機能。	
⑤同時記録・再生機能	記録を止めることなく再生を行うことのできる機能。	（要望事項）

5)、撮影する画角（モニターに映る大きさ）は概ね下表とする。

番号	設置場所	画角	
1	共用玄関（玄関扉の通過）	画角 B 又は A	画面全体に人物の全身が映る大きさ
2	エレベーターカゴ内	画角 B	画面全体に人物の全身が映る大きさ
3	共用廊下	画角 A 又は A A	画面のほぼ 1/2 又は 1/3 の高さに人物の全身が映る大きさ
4	駐車場・駐輪場	画角 A 又は AA	画面のほぼ 1/2 又は 1/3 の高さに人物の全身が映る大きさ

＜参考＞　画角の写り方

注４　ＣＰ部品とは、国土交通省、経済産業省、警察庁及び建物部品関係の民間５団体で構成する「官民合同会議」で認定登録した防犯性能の高い建物部品の事をいいます。
登録部品には「ＣＰマーク」を付与して目印としています。

ＣＰマーク

防犯建物部品　検索　クリック！

注５　＜参考＞

音量（デシベル）の聞こえ方の目安

９０デシベル　：　犬の鳴き声（正面 5m）・騒々しい工場の中・カラオケ（店内客席中央）

８０デシベル　：　地下鉄の車内・電車の車内・ピアノ（正面 1m）

注６　侵入が想定される開口部とは、足場となる部分から開口部下端までの高さが２ｍ以下の場合で、以下の侵入が不可能な開口部を除くものをいう。

侵入が不可能な開口部とは、

・長辺 400ｍｍ、短辺 250ｍｍの長方形
・長径 400ｍｍ、短径 300ｍｍの楕円
・直径 350ｍｍの円

の大きさの断面のブロックが通過できない開口部をいう。

注７　独立している場合の解釈

下図（右）のように「玄関と洋室（寝室）の間に明確な間仕切り扉等がある」場合には、寝室が独立していると解釈し、「屋外装置の警報装置(防犯ベル等)もしくは表示装置(ライト等)を操作するスイッチ」は玄関と寝室、及び浴室の３箇所に設置が必要です。

＜玄関、浴室の２箇所に設置＞

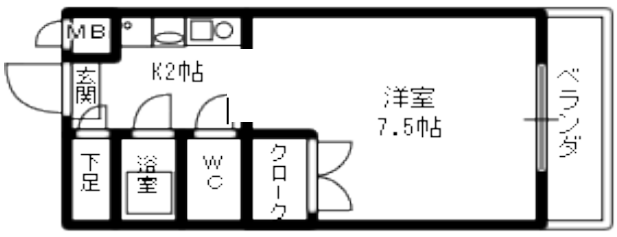

＊非常用スイッチがワイヤレス式の場合は、
スイッチは一個でも良いがホルダーは
３ヶ所（又は２ヶ所）に設置する。

＜玄関、浴室、寝室の３箇所に設置＞

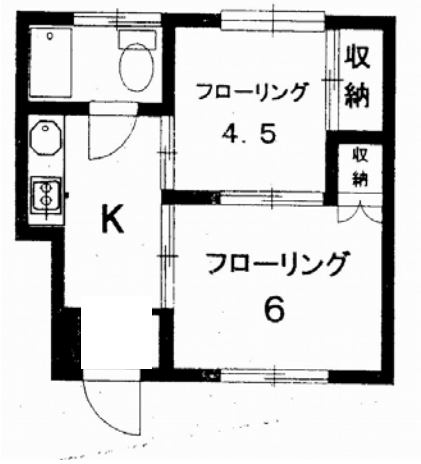

特定非営利活動法人 神奈川県防犯セキュリティ協会
℡／Fax　045-451-0232

＜変更経歴＞	改訂内容
第 1 版(Ver1)平成　24年　8月28日	
第 2 版(Ver2)平成　26年　2月　3日	
第 3 版(Ver3)　令和　元年　8月　8日	